

# 公益社団法人川崎市幼稚園協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人川崎市幼稚園協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を川崎市中原区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、幼児教育の研究及び幼児教育を担う私立幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）の振興並びに家庭教育の支援を図り、幼児の人格形成の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼児教育の向上を図るための研修
- (2) 特別支援教育に係わる研修・相談
- (3) 子育て支援
- (4) 幼児教育の啓発及び調査研究
- (5) 協会加盟園に対する支援助成
- (6) 幼児教育発展のための振興活動及び表彰
- (7) 関連諸団体との連携及び連絡調整
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、川崎市において行うものとする。

## 第3章 会員等

(会員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した川崎市内に所在する私立幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める基準により、会長に申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(費用の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、この法人はその総会の日から 1 週間前までにその会員に対し、その旨を書面にて通知し、かつ総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）が閉園又は廃園したとき。

#### 第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会員総数の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、会員総数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員総数の半数以上であって、会員総数の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合において、第 17 条の規定については、総会に出席したものとみなす。

2 前項の代理人は、この法人の会員でなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 19 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、第 17 条の規定については、総会に出席したものとみなす。

(電磁的方法による招集通知及び議決権の行使)

第 20 条 会長は、招集通知について、書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

2 総会に出席しない会員は、法令で定めるところにより、電磁的方法により議決権を行使できる。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、会長及び出席会員の中からその総会において選出された議事録署名人 1 名以上が記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(資格)

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 3 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。ただし、その理事又は監事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指名された順序で常任理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は会長とする。

(定足数)

第 34 条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事の議決権の数は 1 人 1 個とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がこの提案に異議を述べたときはこの限りではない。
- 4 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合

には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

（議事録）

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

（事業年度）

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

（事業計画及び収支予算）

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第40条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 9 章 部会及び委員会

### (部会及び委員会)

第 46 条 この法人の事業を遂行するため必要があるときは、理事会の議決により部会及び委員会を設置することができる。

- 2 部会の部員及び委員会の委員は、会員のうちから理事会または会長が選任する。
- 3 部会及び委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第 10 章 事務局

### (事務局)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置き、所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に対し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### (備付け帳簿及び書類)

第 48 条 事務局には、法令に定める帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

## 第 11 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は伊藤夏夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成 26 年 5 月 29 日より改定施行する。